

生駒市規則第 2 2 号

生駒市表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日

生駒市長 山下 真

生駒市表彰規則の一部を改正する規則

生駒市表彰規則（平成 4 年 3 月生駒市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「本市の自治の振興及び福祉の増進に寄与し、又は市民の模範となる行為があった者」を「市民の模範となる行為をし、又は本市の福祉の増進若しくは自治の振興に寄与した者」に改める。

第 2 条各号を次のように改める。

(1) 市民功労

(2) 行政功労

第 3 条を削る。

第 4 条の見出しを「（市民功労）」に改め、同条中「功労表彰のうち、市民功労賞」を「市民功労」に、「贈る」を「対して行う」に改め、同条第 1 号中「続け、」の次に「又は人命救助を行う等」を加え、同条第 6 号を削り、同条を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加え、第 5 条を削る。

（行政功労）

第 4 条 行政功労は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

(1) 長年にわたり公共の福祉等の向上に寄与し、功労のあった者

(2) 長年にわたり自治の振興に寄与し、功労のあった者

第 6 条第 1 項中「記念品を贈呈してこれを行う」を「感謝状に記念品を添えて

贈呈してこれを行う」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「生前の日にさかのぼって表彰する」を「表彰状又は感謝状に記念品を添えて、その遺族に贈呈する」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第5条とする。

第7条中「文化の日その他」を削り、同条を第6条とする。

第8条中「第3条に規定する行政功労賞」を「第4条の行政功労」に改め、同条ただし書を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(名簿の記録)

第8条 市長は、被表彰者の氏名、実績その他必要な事項を被表彰者名簿に記録するものとする。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。